

令和 5 年度一般廃棄物処理実施計画の要点について

【作成にあたって】

一般廃棄物処理基本計画の改定に伴い、実施計画も基本計画に対応するよう変更しています。
また、令和 5 年度に実施するごみの分別の変更を反映させています。
要点については以下のとおりです。

第 1 ごみ処理実施計画

1 ごみの発生量の見込み (P1)

基本計画における計画目標年度 (R19) の目標達成に向けた令和 5 年度の推計値を使用。
(昨年度までは過去 5 年間の実績と傾向から推計値を算出。)

2 ごみの分別区分 (P1~P4)、3 ごみの処理主体 (P4~P5)

資源循環の推進と収集時等の発火リスクの低減を目的とした変更を反映。

(1) 4 月からの変更

- ・電池類と充電式小型家電を「危険ごみ」としてごみステーションで収集
- ・羽毛布団とプラスチック製衣装ケースを「資源ごみ」としてエコらんどで回収

(2) 1 月からの変更

- ・プラスチック製容器包装とその他のプラスチック製品を「プラスチック資源」としてごみステーションで収集 (プラスチック資源の一括回収)

4 ごみ排出抑制のための取組 (P5~P8)

基本計画の改定に伴い、基本計画に記載の取組内容を記載。

5 収集運搬計画 (P9~P12)、6 中間処理計画 (P12~P17)

- (1) 分別の変更を関連する施設の回収量等に反映。
- (2) 令和 4 年に開業した篠目リサイクルステーションを追加。

第 2 生活排水処理実施計画 (P17~P19)

これまで別に策定していたごみ処理と生活排水の処理基本計画を一般廃棄物処理基本計画として統合したため、実施計画についても同様に統合。